

呉市ケアラー支援条例（案）

逐条解説

人は誰もが人生の中で他者から身体や心のケアを受け、また、他者のケアを担う存在である。

ケアは、人と人をつなぎ、互いを支え合いながら社会を成り立たせてきた大切な営みであり、社会全体で尊重されるべきものである。

高齢者、障がい者、疾病のある人、医療的ケアを必要とする人、精神疾患のある人、依存症のある人、ひきこもりの人、幼いきょうだいなど、支援を必要とする人の状況は多様化しており、これまで、それらの人々を支えるためのケアは、主として家族により担われてきた。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより、家庭における個々の負担は増大し、ケアラーに過重な負担が集中している。その結果、ケアラーが精神的・身体的な疲労や経済的な負担、将来への不安などを抱え、自らの人生の選択や自己実現を制限されたり、誰にも相談できず孤立するなど、自分らしく生きる機会を失うことが深刻な課題となっている。また、いわゆる老老介護、老障介護などの介護の形態や、ダブルケアラーやヤングケアラー、ワーキングケアラーなど、ケアラーの種類も多様化・複雑化している。

このような状況を踏まえ、ケアを必要とする人々への支援の充実と併せて、ケアラーに寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行い、ケアを必要とする人も、ケアラーも、共に安心して暮らし、それぞれの人生を大切にすることができるよう、社会全体で支える仕組みを整えていくことが不可欠である。

私たちは、ケアラーに対する理解を深めるとともに、全てのケアラーが一人の個人として尊重され、孤立することなく、健康で文化的な生活を営み、自分らしい人生を送ることができる、誰一人取り残さない共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】

ケアラー支援は、個別の福祉課題であると同時に「社会全体で支えるべき課題」であることを強調することで、一時的な施策ではなく、恒常的・構造的な社会課題への対応であることを表しています。

ケアラーに関する背景や現状、課題等を整理する中で、特に介護の形態や、ケアラーの種類が多様化・複雑化による過重負担が「自分らしい人生の喪失」につながる危うさを指摘し、これに対応するための地域共生社会の実現に向けた取り組みの必要性を記載しています。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関する基本理念を定め、本市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の推進を図ることにより、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

【解説】

本条例の目的として、ケアラー支援を一時的な福祉サービスに留めず、①基本理念の設定、②市の責務と各主体の役割の明確化、③施策推進という3つの手段を通じて、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営める社会の実現という最終目標を定めたものです。

なお、「健康で文化的な生活」は日本国憲法第25条に規定する表現であり、ケアラーの権利保障を憲法と結びつけた規定としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護，看護，日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢，障がい，疾病その他の理由により援助を必要とする家族，友人その他の身近な人に対して，無償でケアを提供する者をいう。
- (3) ヤングケアラー ケアラーのうち，おおむね40歳に達するまでの者をいう。
- (4) ワーキングケアラー ケアラーのうち，仕事をしながら家族等のケアを提供する者をいう。
- (5) ケア対象者 ケアラーからケアの提供を受ける者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住する者，通勤する者及び通学する者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (8) 関係機関 介護，医療，教育，就労，児童の福祉，障がい者，障がい児又は生活困窮者の支援その他これらに類する分野の業務を行い，その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- (9) 学校等 関係機関のうち，ヤングケアラーと関わり，又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (10) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

【解説】

本条例における各用語の定義を明記しております。

- (3) 「子ども・若者育成支援推進法」の改正により，令和6年6月に，ヤングケアラーへの支援の年齢が「40歳未満の者も対象となり得る」と法律上明確となったことから，40歳に達するまでの者としています。
- (4) 令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において，「ワーキングケアラー」という表現が定義されました。
- (8) 老人福祉施設，障害者支援施設，保護施設，婦人保護施設，児童福祉施設などの社会福祉施設をいいます。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。
- (2) 市、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図り、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう社会全体で支えること。
- (3) ケアラーに対するあらゆる支援について、個々のケアラーの意向を尊重し、ケア対象者及びその家族等に対する包括的な支援を行うこと。
- (4) ヤングケアラーのうち18歳未満の者に対する支援について、市、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等の多様な主体が互いに連携しながら、子どもの権利が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会が確保されるように行うこと。
- (5) ヤングケアラーのうち18歳以上の者に対する支援は、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期であること及び結婚や出産など社会生活上の重要な変化が多い時期であることを踏まえて行われるようにすること。

【解説】

本条は、ケアラー支援について、根本的・理想的な考え方を示したもので、次条（第4条）以降の全ての条文の解釈基準となる規定であり、次に記載する視点から支援の方向性を示しています。

- (1) 個人の尊厳と自己実現を保障する基本的人権の観点
- (2) 社会全体で連携し、孤立を防止する共生社会の確立
- (3) ケアラー本人の意向尊重の原則
- (4) 18歳未満のヤングケアラーにおける「子どもの権利」の優先
- (5) 18歳以上のヤングケアラーにおける「自立・社会移行」の重視

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育又は児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関する制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するよう努めるものとする。
- 3 市は、ケアラー支援に関する施策の実施に当たっては、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等と緊密に連携するとともに、必要に応じて関係者間の調整に努めるものとする。
- 4 市は、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等が、次条から第8条までの規定による役割を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

本条は、ケアラーやケアラー支援に関する、市が果たすべき務め、役割を記載しています。

- 2 ケアラーは自らを「ケアラー」と認識していない場合も多いため、早期発見の重要性を説き、実態把握の努力義務を規定しています。
- 3 支援施策の実施にあたっては、市のみならず、市民や関係機関など様々な主体が広く横断的に連携することを記載しています。
- 4 市は、様々な主体が次条から第8条の規定を遂行するための情報や資料を提供する努力義務を記載しています。

(市民等の役割)

- 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、ケアラーが置かれている状況及びケアラーを社会全体で支えることの必要性についての理解を深めるとともに、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、「社会全体で支える」ために、市民等がケアラーに対する理解を深め、ケアラー支援に関する施策に協力する努力義務について記載しています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業を行うに当たっては、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がワーキングケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がワーキングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、当該従業員が勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。なお、配慮、情報の提供その他の必要な支援の実施に当たっては、本人の意向及びプライバシーを尊重し、原則として本人の同意を得た上で対応するものとする。

【解説】

本条は、ワーキングケアラーへの配慮を求めた条文です。

事業者の理解を促すとともに、本人の意向やプライバシーを尊重した上で、勤務への配慮や必要な支援を行う努力義務について記載しています。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、ケアラー支援に関する市の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、ケアラーに対して情報を提供するほか、支援を必要とするケアラーの早期発見に努めるとともに、当該ケアラーに対し、市又は適切な他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うなど、積極的に連携するよう努めるものとする。なお、関係機関への取次ぎその他の必要な支援の実施に当たっては、本人の意向及びプライバシーを尊重し、原則として本人の同意を得た上で対応するものとする。

【解説】

本条は、関係機関の役割についての条文です。

- 2 関係機関は、日常の中でケアラーに関わる可能性を認識し、本人の意向を尊重した上で、支援の必要性を把握する努力義務について記載しています。
- 3 関係機関は、業務の中でケアラーの存在を把握し、本人の意向やプライバシーを尊重した上で、市等の適切な機関と連携して必要な支援を行う努力義務支援について記載しています。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校等は、日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

3 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの相談に応じるとともに、当該ヤングケアラーに対し、市又は適切な関係機関と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする。なお、関係機関との連携及び必要な支援の実施に当たっては、本人の意向及びプライバシーを尊重し、原則として本人の同意を得た上で対応するものとする。

4 学校等は、早期に必要な支援につなげることができるよう、市及び関係機関と連携して、児童及び生徒に必要な周知及び啓発を行い意識の醸成を図るよう努めるものとする。

【解説】

本条は、ケアラーのみならず、ヤングケアラーに対する学校等の役割についての条文です。

2 学校等は、日常の中でヤングケアラーに関わる可能性を認識し、本人の意向を尊重した上で、支援の必要性を把握する努力義務について記載しています。

3 学校等は、ヤングケアラーからの相談に応じるとともに、本人の意向やプライバシーを尊重した上で、市等の適切な機関と連携して必要な支援を行う努力義務について記載しています。

4 ヤングケアラーに対する意識の醸成を図るため、周囲の児童・生徒に対する学校等の啓発活動等の努力義務について記載しております。

(広報及び啓発)

第9条 市は、社会におけるケアラーの存在を広く市民等に知ってもらうことで、潜在的なケアラーにおいて自身がケアラーの役割を担っているということの気付きを促し、当該ケアラーの支援につなげるよう努めることとする。

2 市は、ケアラーが自らの置かれている状況について理解し、必要な支援を求めることができるようにするため、ケアラー支援についての普及啓発その他の必要な措置を講じるものとする。

【解説】

本条は、市が行う、ケアラーの存在を市民等に知ってもらうための広報と、ケアラー支援についての普及啓発活動等について記載しています。

（ケアラー支援施策）

第 10 条 市は、第 4 条の規定によりケアラー支援に関する施策を実施するため、市が策定する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画においてケアラー支援に関する施策についての基本的な考え方を定め、具体的施策については、介護、高齢者の福祉、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する個別計画の中に、明記するものとする。

【解説】

本条は、ケアラー支援に関する施策の実効性を高めるため、既存の「呉市地域福祉計画」及び「各種個別計画」の中に、ケアラー支援について明記することで、ケアラー支援を横断的・一体的に推進することを示した条文です。

（協議の場の設置）

第 11 条 市は、ケアラー支援の推進に関する施策について、適切かつ効果的なものとなるよう、当該施策を推進するための協議の場を設置するものとする。

2 前項の協議の場の運営等に関し必要な事項は、市長が定める

【解説】

本条は、ケアラー支援に関する普及啓発や施策の実施状況について協議することを目的とした「協議の場の設置」について記載しています。

ケアラー支援施策の実施に当たり、ケアラー本人やその関係者からの意見等も把握したいことから、「協議の場」の構成員は、市の担当部署のみならず、多様な主体からの参画を想定しています。

（財政上の措置）

第 12 条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

【解説】

財政措置の必要性を明確に位置づけるため、ケアラー支援施策を予算面から担保する規定として、必要な予算措置を講じる努力義務を明記しています。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。